

理事会資料：情報セキュリティ体制整備の件

2021年3月19日 総務部・技術部

【審議内容】

定款第29条第1項第2号の定めに従い、情報セキュリティ関連規程の策定について承認を求めると共に、同規程に基づき情報セキュリティ委員会および情報セキュリティ対策室を設置し、情報セキュリティ委員会を構成する委員となる理事および委員長の選定を求める。

【説明の構成】

以下3点に沿って説明を進める。

1. 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程の策定
2. 組織整備（委員会と対策室設置と各々の体制）
3. 人事（委員となる理事と委員長の選任）

1. 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程の策定

（1）審議対象となる情報セキュリティ関連規程の要旨

当センター（JPNIC）の情報セキュリティ体制を確立すべく、以下の2点の案を作成した。これらは定款第29条第1項第2号（内部規則の制定）に基づく理事会の制定事項として位置づけられる。

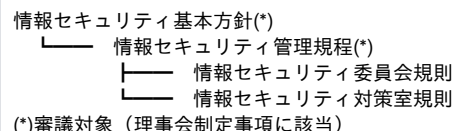
- 情報セキュリティ基本方針（案）
- 情報セキュリティ管理規程（案）

基本方針（案）は、当センターの情報セキュリティに対する基本的な方針を内外に宣言し、情報セキュリティに対する姿勢を明確に示すものである。

管理規程（案）は、基本方針を受けて具体的な管理基準を規則として示すものである。基本方針の下位規則としての位置づけとなっている。

いずれも施行は2021年4月1日を予定している。

（参考）情報セキュリティ関連規程の構造



（2）情報セキュリティ関連規程の策定の背景

昨今の高度情報化社会に鑑み、情報セキュリティを保全することは急務である。当センターにおいても会員・指定事業者に関する情報や、IPレジストリシステムなどの重要な情報資産を有し、一定の情報セキュリティを保全する必要があることは明白である。

一方で、当センターでは明確な基準が未策定であった。今回の情報セキュリティ関連規程の策定を通じ、当センターの情報セキュリティに対する取り組みを明確にし、情報資産の保全の徹底を行うことを目指すものである。

（3）情報セキュリティ基本方針（新設）の骨子

当センターは、情報セキュリティの基本的な方針として、以下を掲げる。

1. 情報資産の適切な取り扱いの重要性を認識し、情報セキュリティの保全に万全を尽くすこと
2. 内部規程を定め、運用の基準と情報資産の利用の手続きを明確にすること
3. 運用を行うためのセキュリティ管理体制を構築すること
4. 研修と監査を行い、セキュリティ管理体制を維持すること
5. 対象は役員・職員・業務委託先とすること

（4）情報セキュリティ管理規程（新設）の骨子

当センターは、情報セキュリティ基本方針を達成するため、以下のことについて規定する。

1. セキュリティ管理体制を構築するため、以下の組織体を設置する（組織体について詳しくは後述する）
 - a. 情報セキュリティ委員会
 - b. 情報セキュリティ対策室
2. 情報セキュリティ保全の基準を示す
3. 情報セキュリティ事故発生時における被害拡大防止の方法、および手続きを定める
4. 情報資産の持ち出し、情報資産の取り扱いの外部委託を行うときの手続きを定める

5. 研修および内部監査の実施体制および実施の方法を定める

2. 組織整備（委員会と対策室設置と各々の体制）

ここでは前述の情報セキュリティ管理規程に基づき設置される「情報セキュリティ委員会」「情報セキュリティ対策室」に関する事項と、構成員の役割等について述べる。

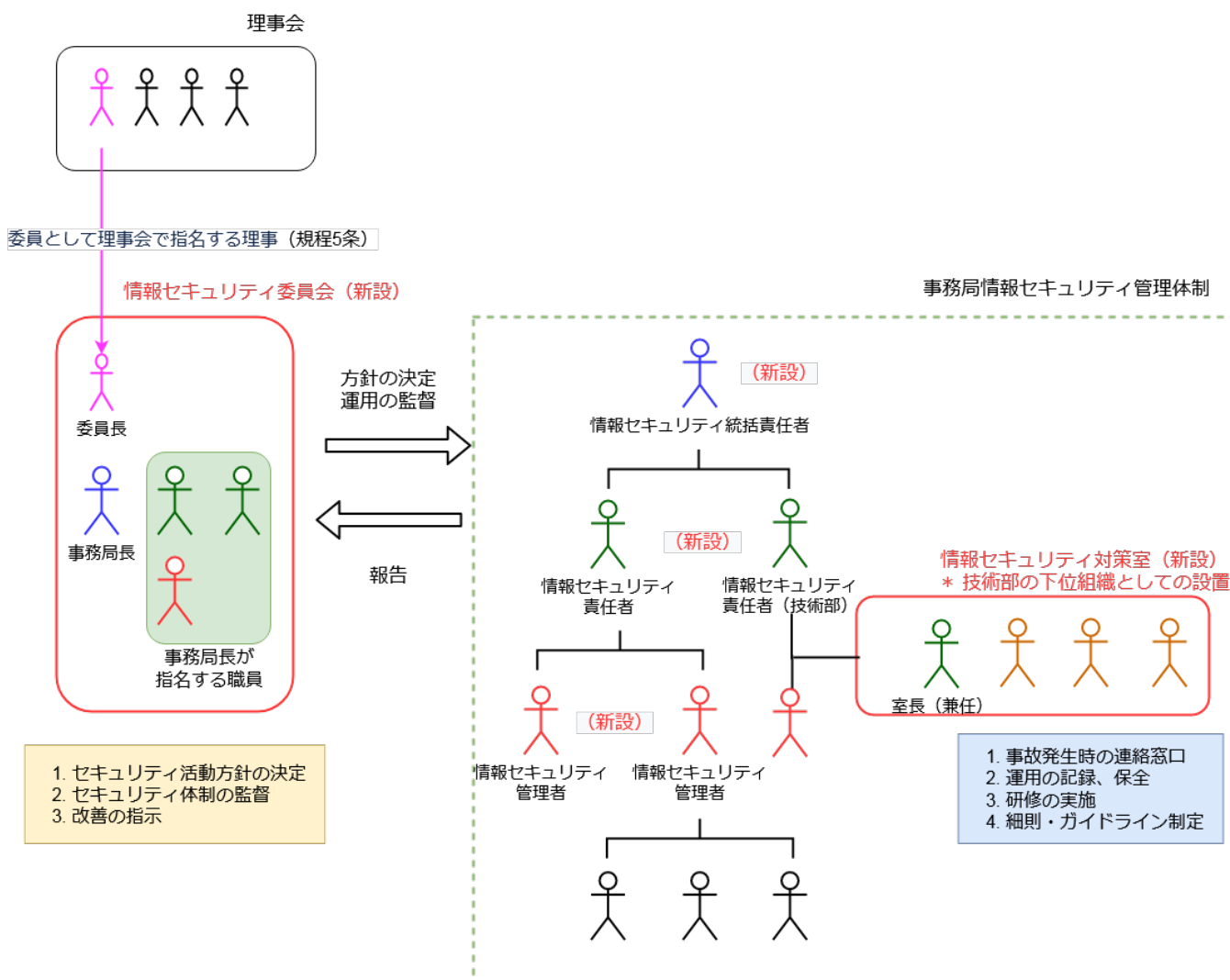
（1）新設となる組織体

情報セキュリティ管理規程に基づき、次のものが新設される。

1. 情報セキュリティ委員会
2. 情報セキュリティ対策室

以下は、上記の組織体と当センターの管理体制との関係性を示した図である。

参考図（JPNIC 情報セキュリティ管理規程に基づく体制図）



（2）情報セキュリティ委員会の概要

情報セキュリティ委員会は、当センターの情報セキュリティ活動方針の決定と、チェック機能を担う。「当センターの情報セキュリティ基本方針の基本理念にのっとり、当センターの情報セキュリティに関する活動を推進することを責務（規程6条）」とし、下記のような役割がある。

1. 当センターの情報セキュリティ活動の方針を決定すること
2. 当センターにおける情報セキュリティ活動の内容について報告を求め、監督を行うこと
3. 必要があるときは、当センターに対し改善を指示すること

委員として「情報セキュリティ委員会の委員として理事会で指名する理事」および、事務局長が就任する。そのほか、事務局長が指名する職員についても、委員となる（規程5条）。

委員会は既存の評議委員会や検討委員会等と同様に、理事会の機関として位置づけられる。

(3) 情報セキュリティ対策室の概要

情報セキュリティ対策室は、当センターの情報セキュリティが実質的に機能するよう全体のサポートとセキュリティ面の実運用を担う。「当センターの情報セキュリティを保全するに資する活動を行い、もって情報セキュリティ事故の防止に努めることを責務（規程16条）」とし、下記のような役割がある。

1. 情報セキュリティ事故発生時の連絡窓口を設置し、その運用を行うこと
2. 当センター内の情報資産を保全し、情報資産に対する脅威を防止するための活動を行うこと
3. 情報資産の運用および情報セキュリティの運用に関して記録をすること
4. セキュリティに関する具体的基準・ガイドラインを作成し、研修・啓発を行うこと

対策室のメンバーは、技術部の部長の職にある者が任命し（規程14条）、情報セキュリティ対策室は技術部に設置される部署となる。メンバーの基準に関する規定は無いものの、上記の役割に鑑み、情報セキュリティに関する一定の知見を有する者を選任することが望ましいものと解される。

(4) 情報セキュリティ委員会等の調査権限

情報セキュリティ基本方針の趣旨を達成するため、新設となる組織体には調査の権限が与えられる。

- 情報セキュリティ委員会は、その職責を果たすため必要があるときは、役員および事務局に対し必要な事項の報告を求めることができる（規程6:）
- 情報セキュリティ対策室は、情報セキュリティ保全のため必要があるときは、役員、事務局および職員等に対し、調査の協力を求めることができる（規程16条）

3. 人事（委員となる理事と委員長の選任）

ここでは、新設となる「情報セキュリティ委員会のメンバー」「情報セキュリティ対策室のメンバー」および、新管理体制における情報セキュリティ責任者等の選任の方法および基準について述べる。

(1) 情報セキュリティ委員会のメンバー

下記メンバーが情報セキュリティ委員会の委員となる（規程5条）。

- (1) 情報セキュリティ委員会の委員として理事会が指名する理事
- (2) 事務局長（ただし、事務局長が不在または職務遂行が困難な場合は事務局長の職務を代行する者）
- (3) 情報セキュリティ委員会の委員として事務局長が指名する職員

この規定により、理事会からは「委員として指名された理事」が委員会に参加することとなる。

(2) 情報セキュリティ委員会の委員長の就任

委員長は「情報セキュリティ委員会の委員として理事会で指名する理事」のうち、1名を委員長として理事会が選任する（規程5条）。

(3) 情報セキュリティ対策室員のメンバーと選任

情報セキュリティ対策室員は、技術部の部長の職にある者が任命する（規程14条）。

前述の通り、メンバーの選任基準に関する規定は無いものの、当センター内の情報資産を保全する活動を行うことに鑑み、情報セキュリティに関する一定の知見を有する者を選任することが望ましいものと解される。具体例としては、下記のような者が当てはまる。

- 当センターの情報システムを管理し、または当センターのシステムに関し知見を有する者
- 情報セキュリティマネジメントに関する業務に従事するなどの経験を有し、または資格等の取得や勉強を通じて情報セキュリティに関する知見を有する者

室員数の規定は設けられていないが、設計段階では2～3名程度を想定している。

なお、室長については技術部の部長の職にある者が兼任する。

(4) 情報セキュリティ統括責任者の就任

統括責任者は、事務局長が就任する（規程10条）。

統括責任者は、事務局の情報セキュリティ運用に関する最高責任者であり、情報資産を保全するために必要な措置を講ずる責任を持つことから、事務局内の各部に対する指揮命令を行うことができる事務局長を指名している。

(5) 情報セキュリティ責任者・情報セキュリティ管理者等の選任

情報セキュリティ統括責任者以下、各部において情報セキュリティ責任者、各課において情報セキュリティ管理者が選任される。

それぞれについて、選任を行う者（任命者）と、想定者、責任・担当の範囲は次の表に示すとおりである。

役割	選任を行う者	想定者	責任・担当の範囲
情報セキュリティ統括責任者	—	事務局長	事務局全体
情報セキュリティ責任者	統括責任者	部長	所属する部
情報セキュリティ管理者	部の責任者	課長	所属する課
担当者	課の管理者	課員	所属する課

＊) 担当者は、必ずしも選任することを要しない。

各部の情報セキュリティを統括し、責任と権限を有する者は「情報セキュリティ責任者」とし、情報セキュリティ統括責任者が任命する（規程11条）。部内に対して必要な指示を行うことから、部長または次長の職にある者から任命しなければならないこととしている。

各課の情報セキュリティを管理する者は「情報セキュリティ管理者」とし、部の情報セキュリティ責任者が任命する（規程12条）。

各課の情報セキュリティに関する実務を担う者を「担当者」とし、情報セキュリティ管理者は必要に応じて選任ができる（規程12条）。担当者は課の情報資産台帳の作成や、課における情報セキュリティ運用の記録作成などを担う。

以上